

TIB FAB Makers Challenge参加規約

本参加規約（以下「本規約」といいます）は、東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室が管理する Tokyo Innovation Base（以下「TIB」といいます）内の施設であるTIB FAB（以下「本施設」といいます）が主催・運営するプログラム「TIB FAB Makers Challenge」（以下「本プログラム」といいます）の参加に際して適用されます。

第1条 総則

1. 本プログラムは応募要項（以下「応募要項」といいます）に記載されている内容・条件に則って参加者を募り、本プログラムへの参加を希望する方（以下「応募者」といいます）は応募要項に記載された内容・条件を確認し、応募要項及び本規約に定める条件に同意したうえで本プログラムへの参加を申し込むものとします。
2. 本プログラムに応募し選考を通過した応募者（以下「参加者」といいます）は、TIB FAB Makers Challenge運営事務局（以下「事務局」といいます）が運営する本プログラムについて、本規約、別途TIB FABが定める「TIB FAB利用規約」（以下「利用規約」といいます）、「TIB FAB会員規約」（以下「会員規約」といいます）、その他の規定・規則等（以下、利用規約、会員規約を含め、「関連諸規則」といいます）を遵守の上で参加するものとします。

第2条 応募及び選考

1. 応募者は応募にあたって、次の各号に定める内容をすべて満たしている必要があります。
 - (1) ハードウェアのプロダクトアイデアまたは試作品を持つ個人または法人
 - (2) ものづくりビジネスを検討している個人または法人
 - (3) 応募時点で満15歳以上かつ中学校を卒業している方
 - (4) 応募者自ら、またはチームメンバーがプロダクト開発を行う意思を持っていること
 - (5) 2025年2月までに試作を実現する意思のある方
 - (6) プログラムに一貫して参加する意思のある方
2. 応募者は事務局が別途指定する募集Webサイト上の申込みフォームにて応募するものとします。
3. 事務局は、別途定める審査基準に従って、応募者の選考を行うものとし、当該選考の結果、選出された参加者を対象として本プログラムを実施します。
4. 選考結果発表後においても、応募書類への虚偽の記載、第2条1項に定める条件を満たしていない、その他本規約に定める内容に違反する、といった事実が判明した場合は、事務局は、前記に該当した参加者の本プログラムへの参加資格を失効させることができるものとします。なお、本プログラムの開始後に上記の事実が判明した場合も同様とします。

第3条 知的財産権

1. 参加者が従前より有する知的財産権は、参加者に留保されるものとします。
2. 本施設、本プログラム及び本規約に関連する知的財産権は、事務局又は事務局が指定する第三者に帰属します。
3. 事務局は、本プログラムの実施内容、実施風景、実施状況等を、写真、音声、映像その他の方法で記録することができるものとし、参加者は、事務局が前記記録を行うことにつき、あらかじめ同意するものとします。なお、前記記録の結果生じる記録物（参加者の氏名、肖像、音声等が含まれる。）を以下「記録成果物」といいます。
4. 参加者は、事務局が記録成果物を、TIB及び本施設のWEBサイト、新聞、雑誌等の媒体で公開することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第4条 禁止行為

参加者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。次の各号に定める禁止行為を行ったことが発覚した場合、参加者は、本プログラムへの参加資格を失うものとします。

- (1) プログラムの運営を妨害する行為
- (2) 本施設及び他の参加者への迷惑行為
- (3) 特定の宗教への勧誘行為
- (4) MLM（マルチ商法）をはじめとしたセールスを目的とする勧誘行為
- (5) 選挙活動
- (6) 他人への差別的言動や誹謗中傷
- (7) 他人のプライバシーを侵害する行為
- (8) 法令または公序良俗に反する行為
- (9) 軍事目的や法令または公序良俗に反する目的を持ったプロダクト開発
- (10) 軍事目的や法令または公序良俗に反する目的を持った事業を行う者が本プログラムに参加する行為
- (11) 無断で本プログラムの撮影、録音をする行為
- (12) その他、事務局が本プログラム参加に不適切と判断する行為

第5条 反社会的勢力の排除について

参加者は、次の各号に該当しないことを表明し、確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等に準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)
- (2) 反社会的勢力と直接的、または間接的に関与し、取引関係を持つ者

第6条 本施設の利用について

参加者は、本プログラムの参加にあたり本施設を利用する場合は、本規約、関連諸規則及びTIBが定める「TIB利用規約」を遵守するものとします。

第7条 個人情報の取り扱い

1. 事務局はプログラムにおいて収集した個人情報を、厳重に管理し、プログラム運営以外の目的には使用せず、第三者への開示・提供を行わないことを約束します。ただし、応募者選考の際に審査員として関わる第三者には、例外的に、選考上必要な情報として個人情報を含む申込み情報並びに補足資料の開示を行うことを応募者は承諾するものとします。
2. 事務局は応募者の個人情報について、合同会社DMM.comのコーポレートサイト（<https://dmm-corp.com/privacy/>）に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第8条 免責事項

1. 本プログラム参加における参加者の負傷、疾病、紛失、盗難その他一切の事故について、事務局に故意又は重過失がある場合を除き、事務局は何らの責任も負いません。
2. 参加者が、本規約違反により事務局又は他の参加者その他の第三者に対して損害を与えた場合、参加者は当該損害を賠償するものとします。
3. 本プログラム参加において参加者と他の参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は自己の費用と責任において当該紛争を解決するものとし、事務局に迷惑をかけないものとします。

第9条 規約の改定

事務局は、必要と判断した場合、本規約を民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトへの掲示、電子メール、その他相当の方法により周知します。

第10条 管轄裁判所

参加者と事務局の間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2024年6月14日制定・施行